

低圧電力 α

(主契約要綱)

令和8年4月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則

1 適用範囲	1
2 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
3 契約負荷設備	2
4 契約電力	2
5 料金	2
6 その他の	4

II 実施細目

適用範囲	5
------------	---

附 則	6
-----------	---

I 本 則

1 適用範囲

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、低圧で電気の供給を受け、動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまがこの要綱の適用を希望され、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用される契約種別とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに低圧供給条件（自由共通）〔令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、低圧供給条件別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ただし、1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用される契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)における使用する電灯または小型機器の総容量に(2)の係数を乗じてえた値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契 約 電 力

- (1) 契約電力は、低圧供給条件別表7（契約電力の算定方法）(1)により算定した値といたします。
- (2) お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、低圧供給条件別表7（契約電力の算定方法）(2)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、低圧供給条件別表2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたも

のまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,393円85銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季とともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円18銭	30円79銭

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって低圧供給条件別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（4〔契約電力〕(2)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増します。この場合、電気機器の力率は、当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみな

します。

(4) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

この場合の力率は、85パーセントとみなします。

6 そ の 他

- (1) 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものといたします。
- (3) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件によるものといたします。

II 実 施 細 目

適 用 範 囲

この要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの要綱を適用いたしません。

附 則

実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。